

倉敷市議会議員政治倫理条例逐条解説

倉敷市議会議員政治倫理条例逐条解説

目 次

前 文	2
第1条 目的	3
第2条 議員の責務	3
第3条 政治倫理の基準	4
第4条 審査の請求	5
第5条 委員会の設置等	6
第6条 委員会の職務	8
第7条 審査対象議員の協力義務	8
第8条 議会の措置	8
第9条 委任	9
附 則	

前 文

倉敷市議会議員（以下「議員」という。）は、選挙により市民の厳正な審判を受け、市政を負託されている。これを受け、議員は、議会制民主主義に基づいた政治倫理を確立し、市民の信託に応じて、信頼される市政を推進していくため、2つの事項を遵守しなければならない。

1つ目は、いささかも政治不信を招くような言動は厳しく自戒し、政治倫理を基調とした信頼される政治活動を行うこと。

2つ目は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにすることである。

ここに、倉敷市議会は、市民の議員に対する信頼を築く基盤として、全議員の総意のもと、改めて政治倫理の確立を誓い、この条例を制定する。

【解説】 前文では、この条例を制定するに当たっての倉敷市議会の基本的な考え方と、政治倫理確立に向けた議員の姿勢を規定しています。条例制定のため、倉敷市議会内で検討を重ねた中で、条例の意義を明確にするために前文を設けることとし、その前文には平成9年に議決された「政治倫理確立に関する決議」の理念を受け継ぐことを決定しており、前文は決議を引用する内容としています。

【参考】 政治倫理確立に関する決議（平成9年9月26日議決 倉敷市議会）

我々は、倉敷市議会議員選挙により、市民の厳正な審判を受け、倉敷市政を負託された。

我々は、この際、議会制民主主義に基づいた政治倫理を確立し、市民の信託にこたえて、信頼される市政を推進していくため、次の事項の遵守に努めるものとする。

記

- 1 我々は、いささかも政治不信を招くような言動は厳しく自戒し、政治倫理を基調とした信頼される政治活動を行う。
- 2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、みずから真摯な態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにする。

第1条 目的

この条例は、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、政治倫理確立に関する決議（平成9年倉敷市議会）を確認し、市民に信頼される政治活動を行うことを目的とする。

【解説】 本条は、条例制定の目的を定めたものです。平成9年に定めた「政治倫理確立に関する決議」を改めて確認するとともに、議員が守るべき政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることで、議員の政治倫理の確立を図り、市民に信頼される政治活動を行うことを目的としています。

第2条 議員の責務

議員は、市政に関わる自らの権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に基づき、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑いを持たれたときは、自ら真摯かつ誠実な態度をもってその疑いの内容を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。

【解説】 本条は、議員が果たすべき責務を定めたものです。議員は、市民全体の代表者であり、二元代表制の一翼を担う議会を構成する一員でもあります。このため、市政に関わる自らの権能及び責務を深く自覚して、地方自治の本旨に基づき、使命の達成に努めること。政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自らその疑いの内容を明らかにし説明責任を果たすことを議員の責務としています。

【用語解説】 「地方自治の本旨」

日本国憲法第92条に定められているもので、「住民自治」と「団体自治」の2つの原則から構成されるとされています。「住民自治」とは、住民の意思に基づいて地方の行政を行うこと、「団体自治」とは、国から独立した団体が自らの判断と責任で地方の行政を行うこととされています。

【根拠法令】

日本国憲法第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第3条 政治倫理の基準

議員は、政治倫理の基準として次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位及び名誉を損なうような行為及びその職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 議員の地位による影響力を利用して便宜の供与を受けないこと及び金品を授受しないこと。
- (3) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (4) 市（本市と関連のある法人等として、議長が別に定める法人等を含む。）が行う許可等の処分、事業、契約等に対し、特定の者に有利又は不利になるような働きかけをしないこと。
- (5) 市から補助金を受けている団体又は市の業務委託を受けている団体の役員に就任したときは、その団体を自己の利益のために利用する行為をしないこと。役員を退任した後も同様とする。
- (6) 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。議員の後援団体（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項の後援団体をいう。）に対しても同様とする。
- (7) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしないこと。
- (8) 市職員の採用、異動、昇任その他の人事に関与しないこと。
- (9) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。

【解説】 本条は、遵守しなければならない政治倫理の基準を定めたものです。

まず、第1号では政治倫理の基準の総則的な規定を置いています。第2号以降でより具体的な事項を規定していますが、第2号で議員の地位による影響力を行使した便宜の供与や金品の授受の禁止。第3号でパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメントなどのハラスメントや人権侵害の禁止。第4号で市や市の関連法人等が行う許可等の処分、事業、契約等に対し、特定の者が有利不利になるような働きかけの禁止。第5号で市から補助金や委託を受けている団体役員に就任した際、自己の利益に利用する行為の禁止。第6号で寄附の制限。第7号で市

職員の公正な職務の執行の妨げの禁止。第8号で市職員の人事等への関与の禁止。第9号で職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないことを規定しています。

第4号の「本市と関連のある法人等として、議長が別に定める法人等」は、倉敷市議会議員政治倫理条例施行規程（以下「規程」という。）において定義しています。

第7号及び第8号の「市職員」は、正規職員のほか会計年度任用職員、臨時職員を含みます。

第4条 審査の請求

議員は、前条の規定に違反するおそれがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上の者の連署をもって、議長に対し審査を請求することができる。

2 議員の選挙権を有する者（公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。以下この項において同じ。）は、前条の規定に違反するおそれがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1（地方自治法第74条第5項の規定により告示された数とする。）以上の者の連署をもって、議長に対し審査を請求することができる。

3 前2項の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）をしようとする者は、所定の審査請求書に議員が前条の規定に違反する疑いがあることを証する書類を添えて議長に提出しなければならない。

【解説】 本条は、第3条の政治倫理の基準に違反するおそれがあると認められる議員があるとき、議員又は市民が審査を請求することができること、またその要件を定めたものです。

なお、第1項の議員の定数の8分の1以上の連署については、地方自治法第135条第2項の懲罰動議に係る規定を、第2項の有権者の総数の50分の1以上の者の連署については、地方自治法第74条第5項の直接請求に係る規定を準拠しています。

また、疑いがあることを証する書類については、条例施行規程で映像資料又は音声記録等を添付することができることとしています。

【根拠法令】

地方自治法第74条第5項 第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項又は第3項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。

地方自治法第135条第2項 懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない。

公職選挙法第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(中略)に選挙人名簿に登録しなければならない。

第5条 委員会の設置等

議長は、審査請求を受理したときは、必要な審査、報告その他の処理を行うため、倉敷市議会委員会条例(昭和42年倉敷市条例第72号)第6条の規定に基づき、議員政治倫理審査特別委員会(以下「委員会」という。)の設置について、議会に諮るものとする。

2 委員会の委員は、公平かつ適正に職務を遂行しなければならない。

3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員会の会議録を公表するときは、関係者等の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

【解説】 本条は、議長が第4条の規定による審査請求を受理した後、「議員政治倫理審査特別委員会の設置を議会に諮ること」、「委員会の委員となった議員に対して課す職務」、「委員会の会議録の公表に関する遵守事項」を定めたものです。

委員会の組織については、地方自治法第138条の4第3項により、執行機関に認められる学識経験者等の第三者を入れた組織(附属機関)の設置が、議決機関である議会にはできないと解されることから、地方自治法第109条及び倉敷市議会委員会条例第6条の規定に基づき、特別委員会として組織し議員が審査に当たることとしています。

このため、審査を担当することとなる議員に対し、第2項で公平かつ適正に職務を遂行することを、第3項で守秘義務が課されていることを定めています。

【用語の説明】

「議決機関」とは、地方公共団体の意思を決定する権能を有する機関をいい、議会を指します。「議事機関」ともいいます。

「執行機関」とは、地方公共団体においては、その担当する事務について地方公共団体の意思を自ら決定し、これを外部に表示することができる機関をいい、地方公共団体の長や行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）を指します。

「附属機関」とは、執行機関の担当する事項について、調停、審査、審議又は調査を行うために置く機関を指します。

【根拠法令】

地方自治法第138条の2 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

地方自治法第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令の定める執行機関については、この限りでない。

地方自治法第109条第1項 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

第4項 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

倉敷市議会委員会条例第6条第1項 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

第2項 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

第3項 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条 委員会の職務

委員会は、審査請求の適否及び第3条の規定に違反する行為の存否等について審査する。

- 2 委員会は、審査請求の対象とされた議員（以下「審査対象議員」という。）に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員会は、事件の審査が終わったときは、審査結果報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

【解説】 政治倫理の基準違反の疑いに係る審査については、第5条の規定により議会の議決を経て、政治倫理審査特別委員会を組織して行います。

本条は、委員会の職務として、審査請求の適否及び倫理基準違反行為の存否の審査、審査対象議員への弁明の機会の確保、審査結果報告書の提出を行うことを定めたものです。

第7条 審査対象議員の協力義務

審査対象議員は、委員会の要求があるときは、審査に必要な資料を委員会に提出し、又は委員会に出席して意見を述べなければならない。

【解説】 本条は、委員会による審査の公平性の観点から、審査対象議員に対し、委員会の要求を拒むことなく、審査に必要な資料の提出や委員会の出席など審査への協力を義務付けることを定めたものです。

第8条 議会の措置

議会は、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要と認める措置を講じ、又は講じることを審査対象議員に求めるものとする。

【解説】 本条は、議会が行う措置について定めたものです。委員会からの審査結果の提出を受けて、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために、審査対象議員に対して議会が必要と認める措置を講じること、また審査対象議員に講じるよう求めることについて規定したものです。

第9条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】 本条は、この条例の手続きの詳細を規程で定めることを定めたものです。